

スポーツ推進会議の設置について

平成 24 年 3 月 26 日
関係省庁申合せ

平成 28 年 6 月 14 日改正
令和 3 年 6 月 24 日改正
令和 4 年 3 月 日改正

1. 目的

「スポーツ基本法」第 30 条に基づき、関係省庁行政機関がスポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2. 組織

- (1) 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官

総務省大臣官房地域力創造審議官

外務省大臣官房国際文化交流審議官

スポーツ庁長官

スポーツ庁次長

厚生労働省健康局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省老健局長

農林水産省農村振興局長

経済産業省商務・サービス審議官

国土交通省都市局長

観光庁長官

環境省自然環境局長

- (2) 推進会議に議長を置く。議長はスポーツ庁長官をもって充てる。

- (3) 推進会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くこと

ができる。

(4) 推進会議に部会を置くことができる。

3. 幹事会

推進会議を補佐するため、関係課室の課室長等(別紙)を幹事とする幹事会を置く。

4. 庶務

推進会議の庶務は、スポーツ庁において処理する。

5. 雜則

(1) 前各項に定めるもののほか、推進会議及び部会に関し必要な事項は、推進会議において定める。

(別紙)

スポーツ推進会議 幹事会

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局参事官

総務省自治行政局地域自立応援課長

外務省大臣官房人物交流室長

スポーツ庁政策課長

スポーツ庁政策課企画官

厚生労働省健康局健康課長

厚生労働省子ども家庭局保育課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長

経済産業省商務・サービスグループサービス政策課長兼スポーツ産業室長

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

観光庁観光地域振興部観光資源課長

環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長

(参考)スポーツ基本法(平成23年法律第78号)(抄)

(スポーツ基本計画)

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(スポーツ推進会議)

第30条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。